

大祭祝日讀本
全

特36

586

014351-000-6

特36-586

大祭祝日讀本

野崎 茂太郎/著

M24

ABB-0702

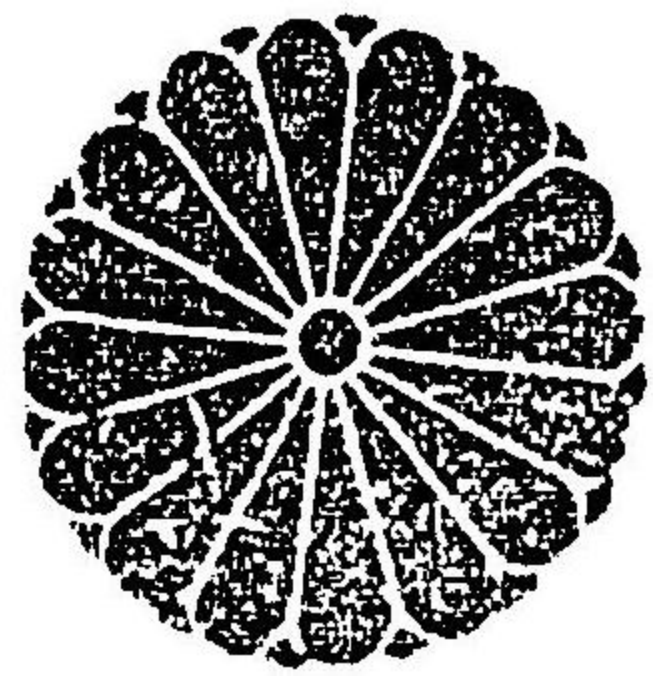
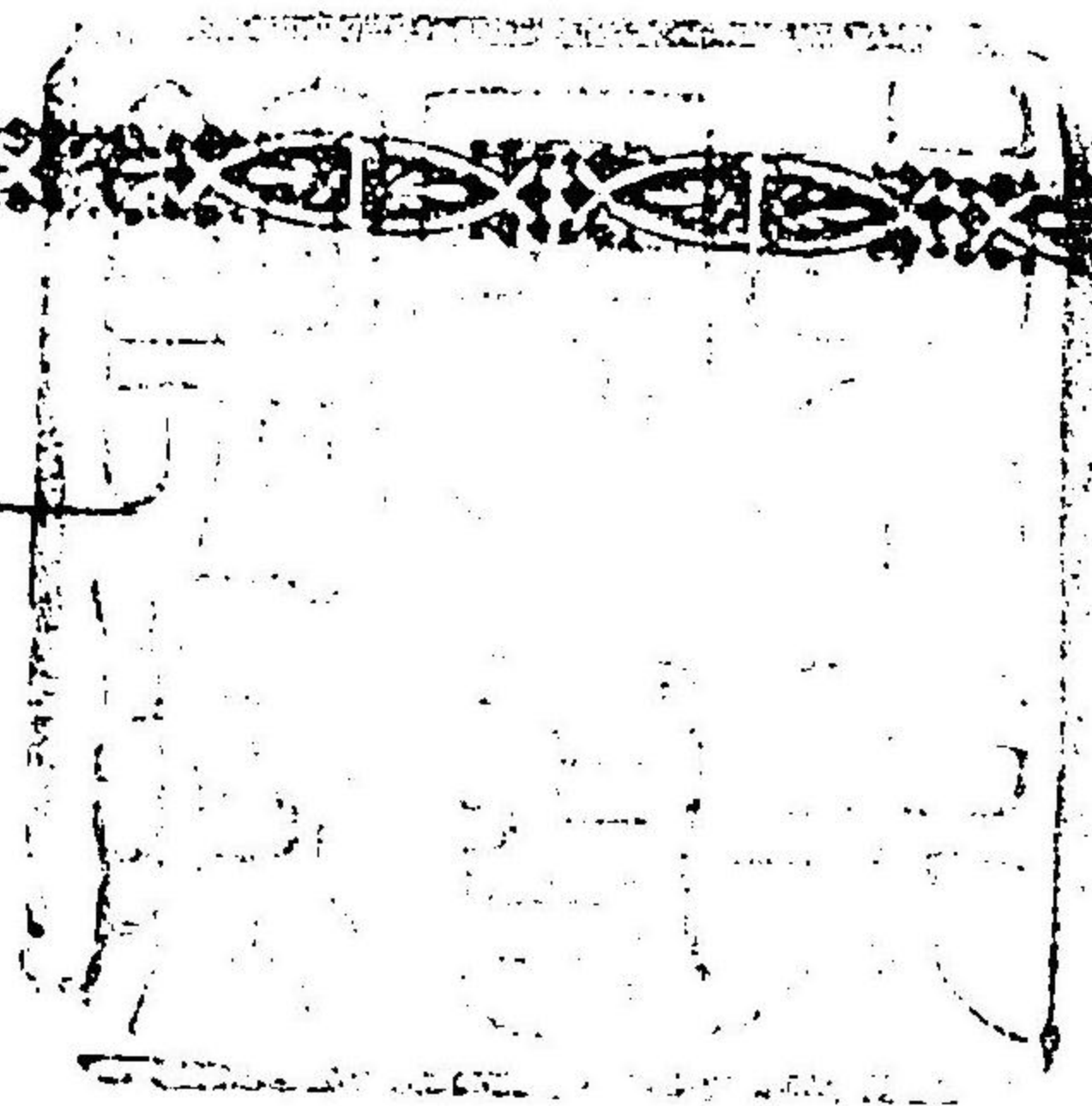


從四位勝間田稔君題辭
第一高等中學校教授 小中村義象君序
內山直枝君閱

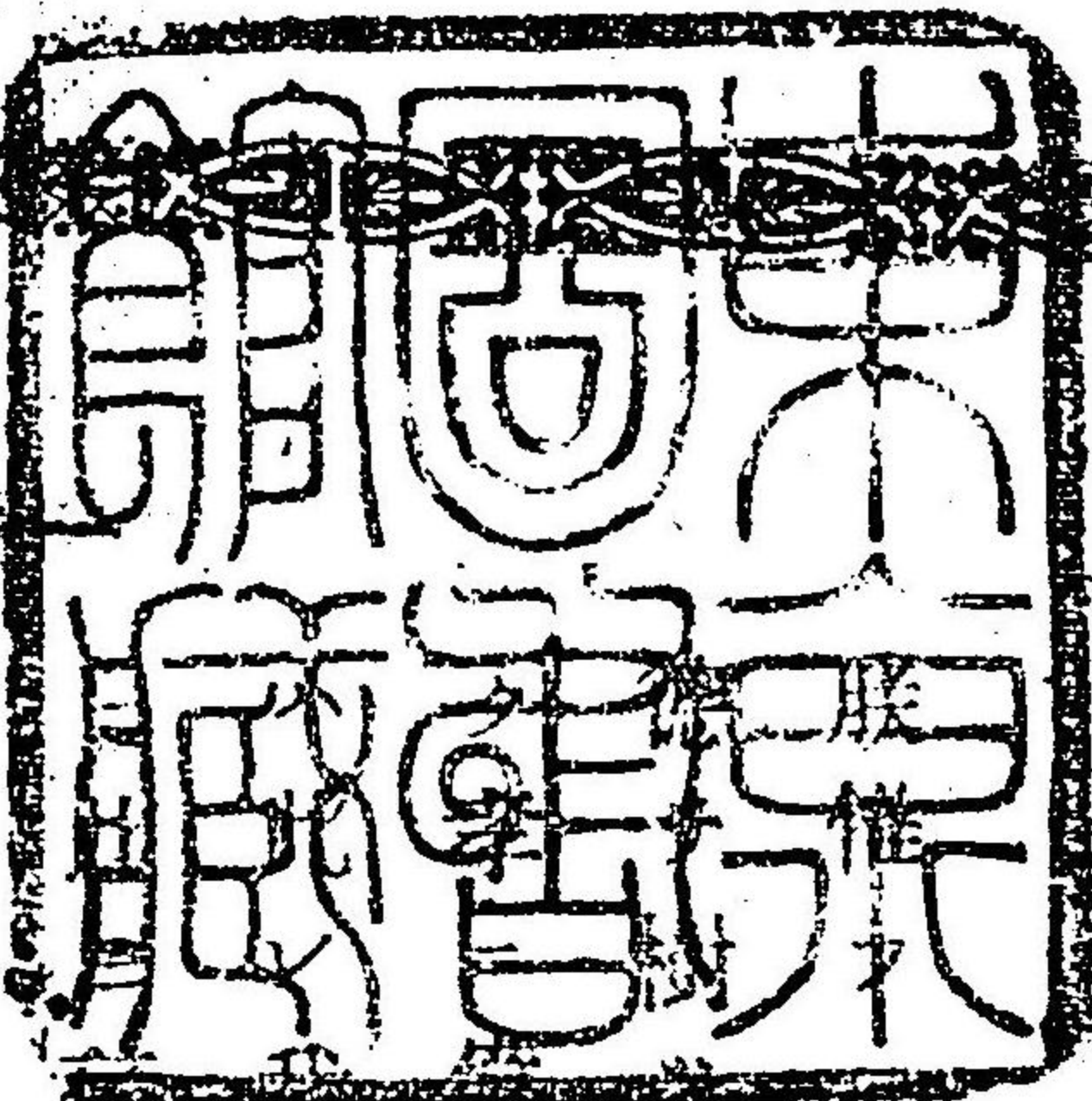
野崎茂太郎 君合著
赤尾清知

大祭祝日讀本 全

發行所 便利舎



雄々風靡レテ威其徳ヲ一ニヤンコトヲ照シテ



勅語



我が皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
 ルコト深厚ナリ我が臣民克ク忠ニ克
 徳兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
 我が國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
 存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
 相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
 ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
 ナ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
 ナ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
 レ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ是ノ如キ
 ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
 爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラシ
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
 臣民ノ俱ニ遵守スベキ所之ヲ古今ニ通レテ謬
 ラス之ヲ中外ニ施レテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
 拳々服膺レテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治廿三年十月三十日

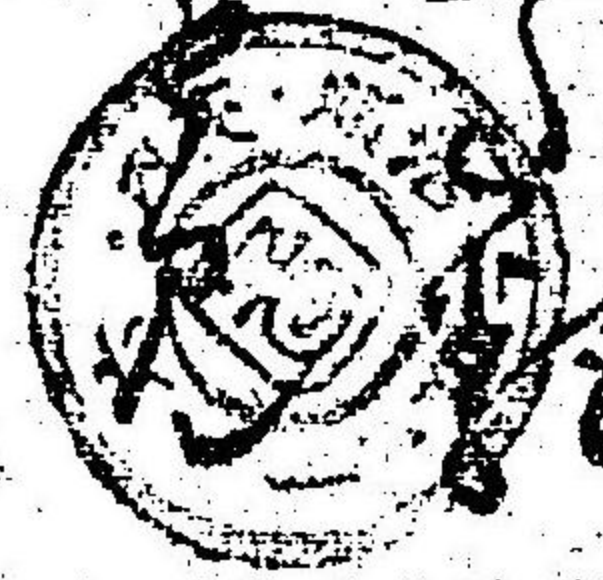
御名 御璽

世尔第森三符
子飛少之是气母
久尔字於毛布
人乃心能祥也
祇考學之於

明治三十四年十月

從四位勝間田稔

赤尾清知君のあはれを
 大祭祝日讀本といふもの
 るよ年中比之大節をば
 正祭りの祝祭日の由事
 かりし書事なるは
 大祭祝日を國の式日なるを歴



史上三百年の日本に於ては
國民の心を統一し
て祝ひしるの事ありし物
と物なきに於ては
多しなるに於ては
大祭祝日

此の事ありしるの事ありし
旗立の事ありしるの事ありし
まゝありしるの事ありし
りしるの事ありしるの事ありし
たれありしるの事ありし
はるありしるの事ありし

我が國の國體ニシテ祭事ハヤガテ
重シク神祇ヲ敬シ祭祀ヲ
重シク以テ忠君愛國ノ情ヲ涵育セザル可カラズ而之ヲ
敬シ之ヲ重シセント欲セバ先其譯柄ヲ識リ得ザル可カ
ラザルコトハ固ヨリ論ナキノミ然ルニ從來第二ノ國民タ
ル小學校生徒ニシテ徒ニ大祭祝日ノ休暇日タルコトヲ知
ルト雖未ダ其如何ナル日ナルカヲ知り得タルモノ實ニ
稀ナリトス吁是レ教育其正鵠ヲ失シタルモノニ非スヤ
過般文部大臣ハ大祭祝日ニハ必ス拜賀式ヲ舉行シ且其

明治廿四年十月十三日

第一高等中學校教授小村誠象識

緒言

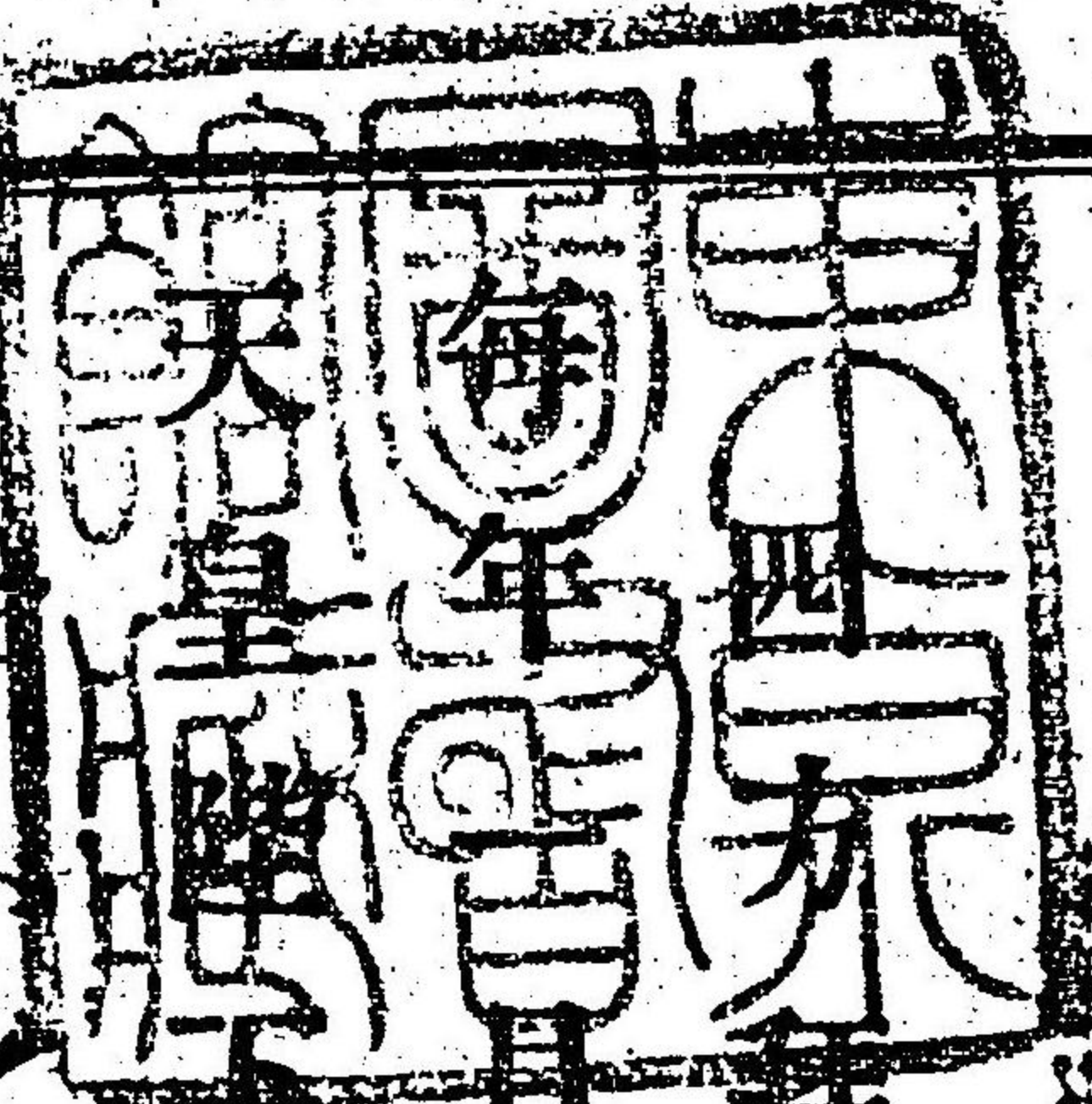
抑吾我神州ハ古ハ祭政一致ノ國體ニシテ祭事ハヤガテ
政ナリシサレバ國民タルモノ宜シク神祇ヲ敬シ祭祀ヲ
重シク以テ忠君愛國ノ情ヲ涵育セザル可カラズ而之ヲ
敬シ之ヲ重シセント欲セバ先其譯柄ヲ識リ得ザル可カ
ラザルコトハ固ヨリ論ナキノミ然ルニ從來第二ノ國民タ
ル小學校生徒ニシテ徒ニ大祭祝日ノ休暇日タルコトヲ知
ルト雖未ダ其如何ナル日ナルカヲ知り得タルモノ實ニ
稀ナリトス吁是レ教育其正鵠ヲ失シタルモノニ非スヤ
過般文部大臣ハ大祭祝日ニハ必ス拜賀式ヲ舉行シ且其

譯柄ヲモ演話スヘキ旨^遠セラレタリサレバ爾後小學生徒
 ハ大祭祝日ノ事由ヲ會得スルニ到ルハ明ナリト雖懷フ
 ニ教師之ヲ口ニ述ベ生徒之レヲ耳ニ聽ク其意義貫徹セ
 ザル憾ナキ能ハス况ンヤ終身之ヲ記憶ニ存シ時ニ忠愛
 ノ情ヲ喚起セシムルオヤ余之ヲ憂フル餘敢テ謫劣ヲ願
 ミス小學生徒ノ爲メニ此書ヲ編ヌ雅ヲ去リ長ヲ厭ヒ勉
 メテ高尚解シ難キ文字ヲ避ケ只一ニ事實ヲ惹ラザラシ
 ンテ期ス故ニ文章拙劣大方ノ觀ニ非ス讀者幸ニ旃ヲ諒
 セ

明治二十四年十月

編者 識

大祭祝日讀本



一月一日

一日

親ら四方の神祇を拜

給ふ之れを四方拜と云ふ

主上先西方に向はせらる皇太

大祭祝日讀本

神宮を拜し給ひ次に豊受太神
宮次に天神地祇アマツヤシロクニツヤシロを御拜あり又
神武天皇陵孝明天皇陵次に北
方氷川神社次に西方加茂上下
社男山八幡宮熱田神宮次に東
方に向はせられ鹿嶋香取神宮
を拜せらるる了て賢所皇靈殿神

殿の御拜あり此四方拜の御事
は宇多天皇寛平中に始まり延
喜以來定式となり今の世まで
も改められ老明治の始めより
又古禮を斟酌して之を行はる
るなり蓋皇祖の神勅に依り歴
代天皇の次第に受け繼がせら

れ統御し玉ふ此の天の下を平
安に治めさせ玉へ此大御寶オホミタカラな
る臣民を恵み撫て守らせ給へ
と吾々蒼生の爲に祈り玉ふな
り明治廿四年一月の
御製
とこへにたみやまかれといのるなる

わか世をまゐる伊勢の大神
とよみ玉ひし大御心の程を伺
ひ奉るに我々人民を愛て玉ひ
慈み玉ふ御仁徳の厚きに誰か
感泣せざらんやされば此の畏
き敬慮を戴し奉り伊勢神宮を
始め全國內官幣社國幣社は勿

論府社縣社郷社村社に至るま
て神職神官は各其神社に於て
天皇陛下の万歳を祈り奉り國
家の安寧を禱らざるはなし

元始祭 一月三日

年の始に始めての御祭事を元
始と申す明治五年正月始て執
行あり爾來恒例となるそは東
京なる千代田の宮城内賢所に
天祖 天照大御神手づから天

元始祭

孫彦火之邇々杵命に授け給ひ
以後歴代天皇の世々御傳へま
しませる三種の神寶天神地祇
並に歴代の皇靈を齋き祭り
天皇陛下御親祭あらせられ以
て神祇を敬し孝を申へ國家の
泰平を祈らせ玉ふなりされば

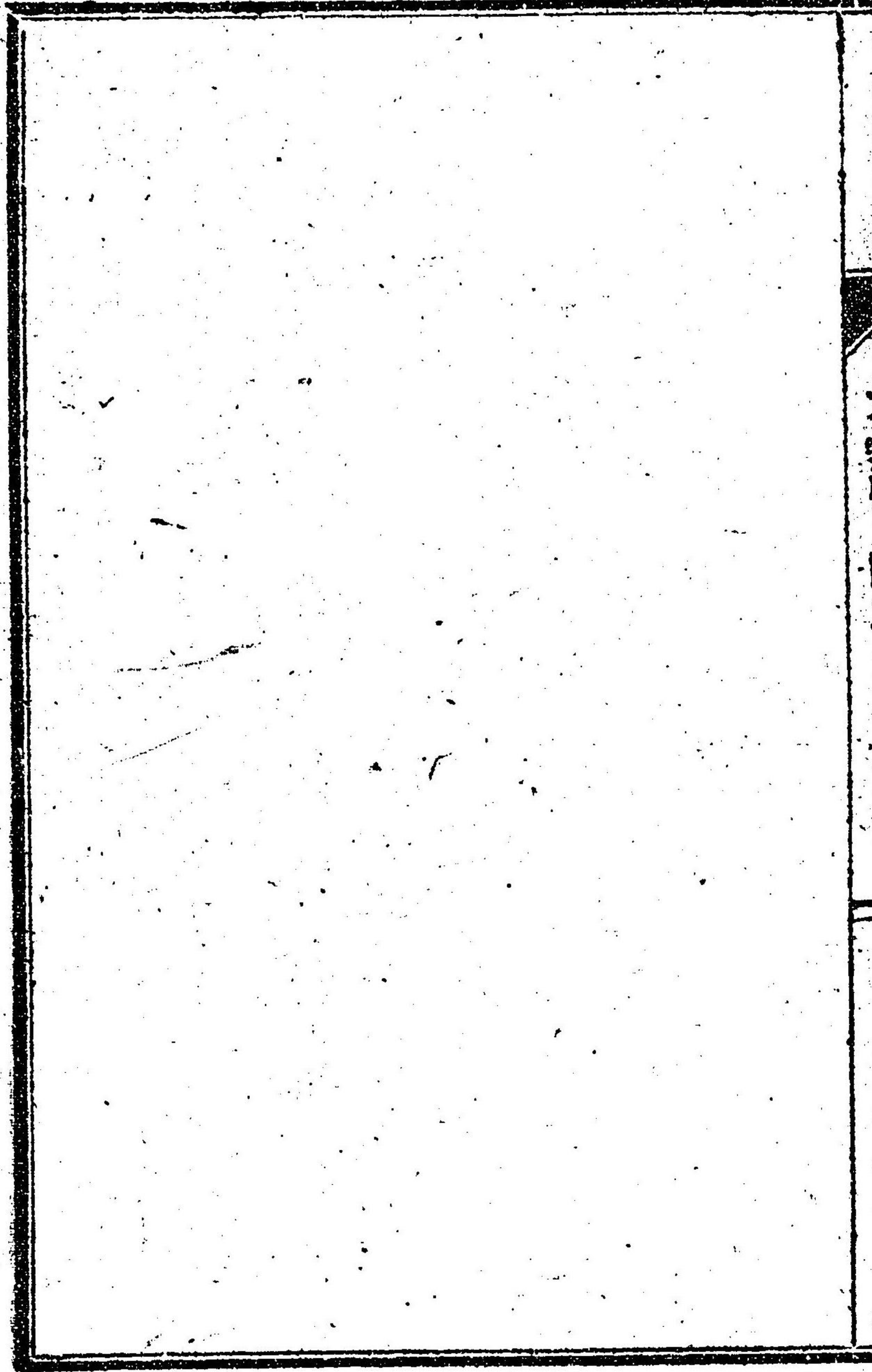
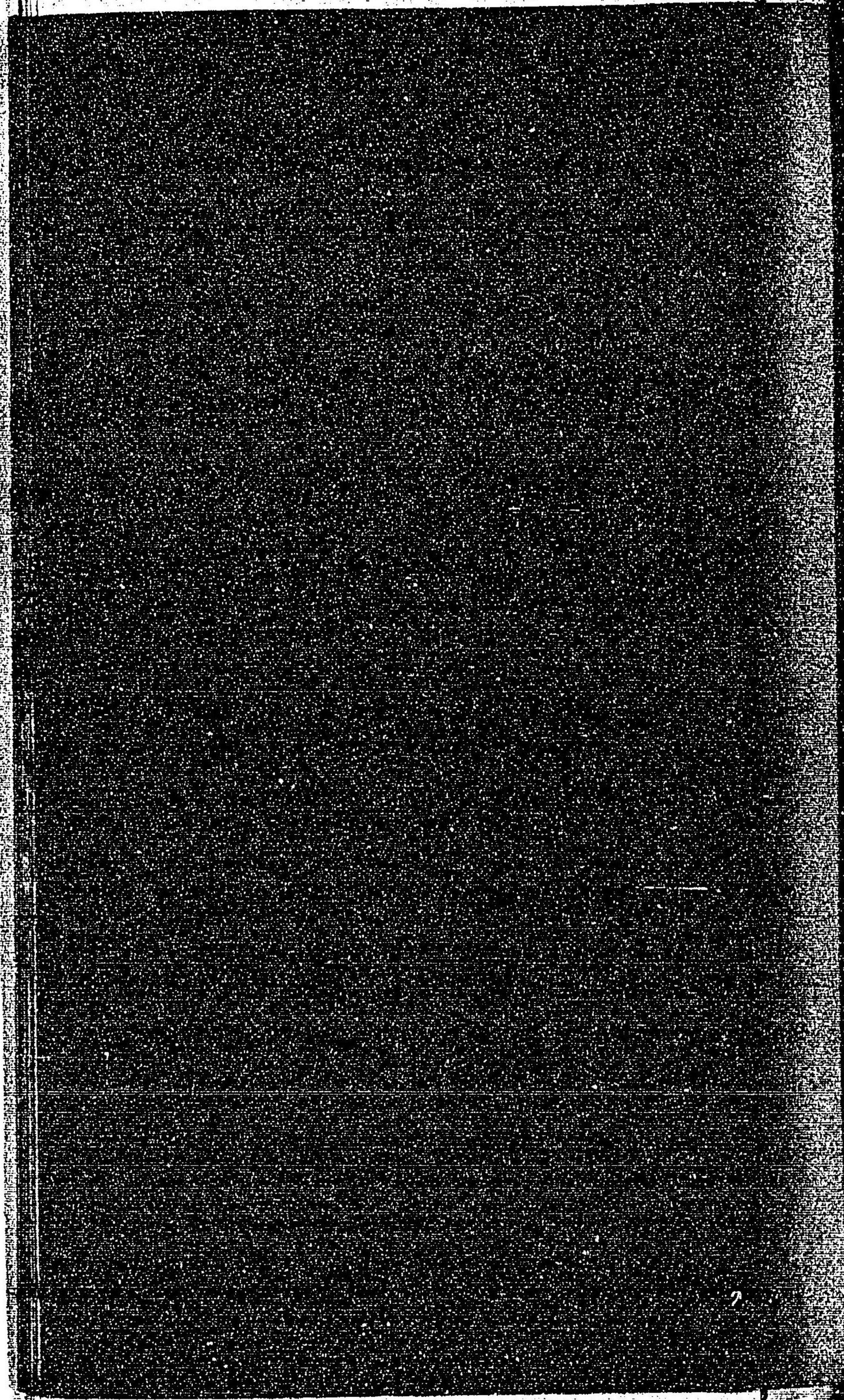
此畏き敬慮を奉戴し伊勢神宮
を始め全國內官幣社國幣社は
云ふに及ばせ府縣社鄉村社に
至るまで神官は各其神社に於
て
天皇陛下の万歳を祈り奉り國
家の安寧を禱らざるはなし官

員は其最寄神社に参拜す

畏くも

天皇陛下は常に神明を敬し
孝を申べ且蒼生の爲に祈り
玉ふ吾々臣民たるもの謹て
誠敬克忠以て奉事せざるへ
から安ぞ不敬の民となり

不忠の臣となり不孝の子と
なりて國の光榮を傷け以て
宸襟を惱まし奉るが如き事
をなすべけんや



孝明天皇祭 一月三十日

孝明天皇祭は孝明天皇崩御の

日にして

天皇陛下宮中に於て御親祭在

らせらる孝明天皇と申すは

今上天皇の御父君にして第一



百二十代の君に當らせ玉ふ壽
三十又七御父は仁孝天皇御母
は新待賢門院藤原雅子と申し
奉る
此日京都後月輪東山陵に勅使
參向ありて幣帛を奉られ御代
拜あり

伊勢神宮を始め全國內官幣社
國幣社府縣社鄉村社の神官は
各其社頭に於て遙拜の式を行
ひ官員は其最寄神社に參集し
て遙拜す其拜辭は次の如し
掛卷も恐き
後月輪東山陵の大前を遙に

拜フガみ奉ホウらくと白ハクす

紀元節

紀元節 二月十一日

昔天孫彥火之邇々杵命日向國
に降り玉ひて天津御祖の御心
の如く此國土を經營せられ
神武天皇の御代に至り西國既
に平定すと雖東夷未だ王威に

九

服せ茲に於て天皇軍を帥為
て東征し玉ひ紀元前三年春二
月浪速ナニハに至り進んで大和に入
り諸賊を誅し此地は青山四周
し以て大業をなすに足らん宜
しく都をここに定むべしとの
たまひて辛酉春正月庚辰朔大

和國カニ檀原タニの宮に即位あらせら
る明治五年十一月十五日令し
て神武天皇即位の年を以て紀
元と爲し六年一月四日即位日
(二月二十九日壽ヲ二月十一日ニ改ム)を祝日とな
し六年三月七日紀元節と稱し
毎年祭式を修せらる同七年二

月十一日紀元節の日陸海二軍
に令して祝砲の儀を行はしむ
後恒例となす此日
天皇陛下宮中に於て御親祭あ
らせらる

伊勢神宮を始め全國內官幣社
國幣社府縣鄉村社の神官は各

其社頭に於て遙拜の式を行ふ
官員は其最寄神社よ於て遙拜
す其拜辭は次の如し

掛卷も恐き
畝傍櫃原宮に天下を知食し
天皇の大靈の大前を遙に
拜み奉らくと白す

宇内に冠絶して最も優美なる大日本帝國は東洋に秀立して二千五百余年間未だ曾て他の侮を受けし事なく且古より民俗忠君愛國の氣風に富み敦厚秀逸なる習俗を存し況や皇統連綿として天

地と共に久し然り而て此誇るべき帝國は何人の建て玉ひたるものなるか是れ神聖なる皇宗神武天皇なり其功烈の偉なること日月と光りを等うすと云ふ可し今日吾人の此太平を樂むことを得

るも其恩澤に頼るものなれ
は其皇靈を崇尊し且御子孫
たる
今上天皇陛下に對し誠忠を
盡し奉らざる可らむ

春季皇靈祭

三月廿一日

春季皇靈祭は明治十一年六月五日定められし所以て歴世の皇靈を享祀し后妃皇親を配享す因て綏靖天皇より後櫻町天皇に至る式年祭正辰祭を廢

一 神武天皇及ひ後桃園天皇以下は舊典に仍て行はるるなり且此日は行刑を止めらるる上古に神武天皇我皇祖の靈天より降鑑一朕か躬を光助す今や諸虜已に平き海内無事に歸す以て天神を郊祀一 大孝を申ふ可

一 どのたまひて靈時マツリノヒ(祭庭)を鳥見山に作りて之を祭り玉ひ一より後代々の天皇歴代の皇靈を祀らせ玉へり太古の代に天祖天孫を此土に降一玉ふとき神鏡を授けて此鏡を見ること吾を見るが如くせよとあり一

御言葉のまにまに此大孝を盡
させらるること實に恐カシコきこと
の限りと申す可し此日全國內
各神社の神職神官は其社頭に
於て遙拜の式を行ふ



神武天皇祭 四月三日

神武天皇祭は神武天皇崩御の
日にして
天皇陛下宮中に於て皇靈を御
親祭あらせらる 神武天皇と
申し奉るは此大日本帝國の基

礎を建て給ひたる初代の天皇
にまゝして明治廿四年より
遡ること二千五百五十一年前
辛酉春正月大和の橿原宮に卽
位あらせられ紀元七十六年三
月崩御し玉ふ(之レヲ大陽曆ニ改メ算スルトキハ
四月三日ニアタルナリ)在位七十六年壽一

百二十七御父は彦波瀲武鸕鷀
草葺不合命御母は玉依姫と申
し奉る山陵は大和國畝傍山の
東北にあり東西九十七間南北
百二十二間此日勅使參向あり
て幣帛を奉らる伊勢神宮を始
め全國內官幣社國幣社及び府

縣社郷村社の神職神官は各其
社頭に於て遙拜の式を行ふ官
員は最寄神社に於て遙拜す其
拜辭は次の如し

掛卷も恐き

畝傍山東北山陵の大前を遙
に拜み奉らくと白す

秋季皇靈祭 九月廿三日

秋季皇靈祭を前に述べたる春季皇靈祭と同様の御祭典にて春秋兩度に執り行はせられ春の御祭典を春季皇靈祭と云ひ秋の御祭典を秋季皇靈祭と



云ふなり

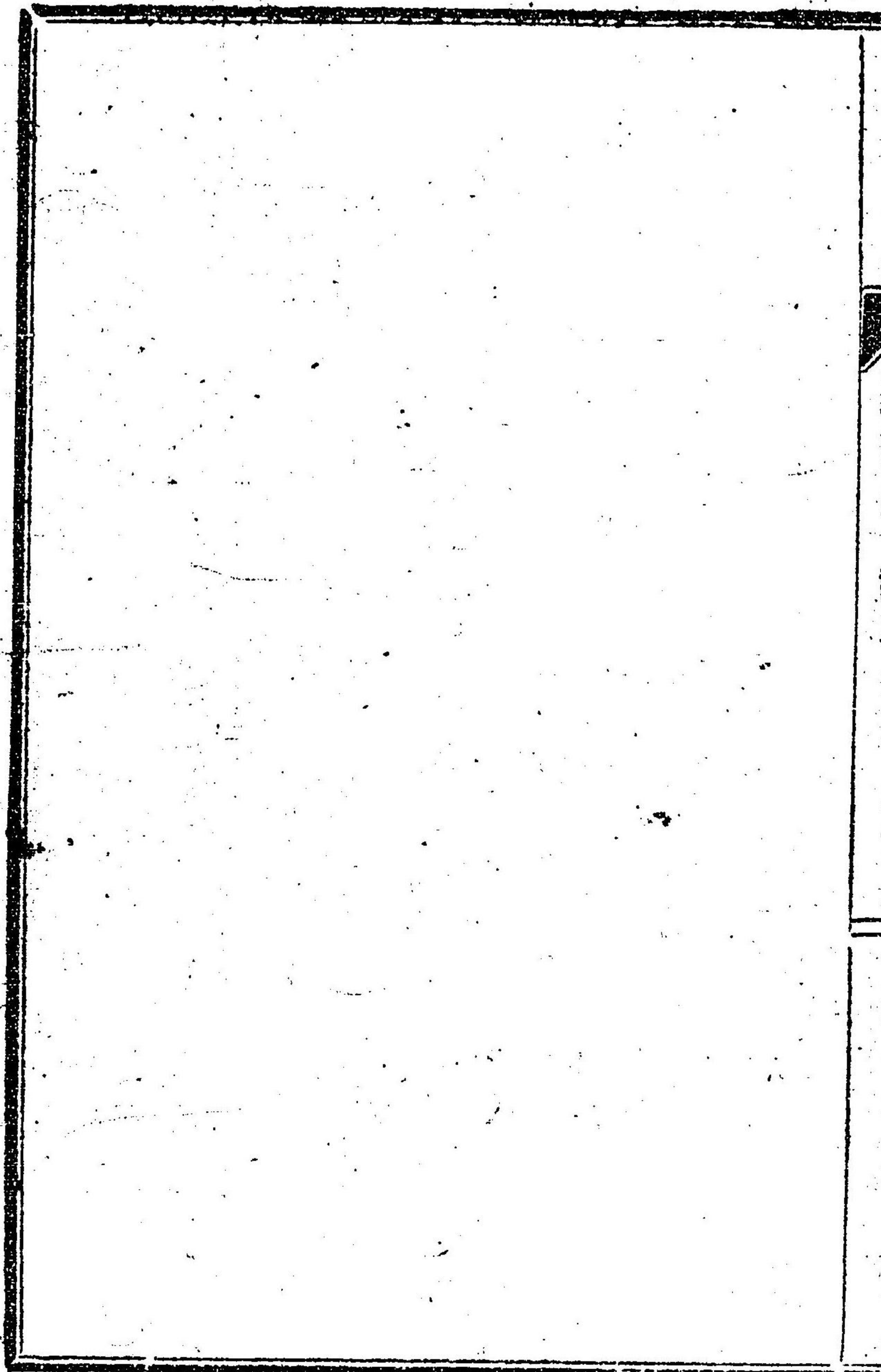
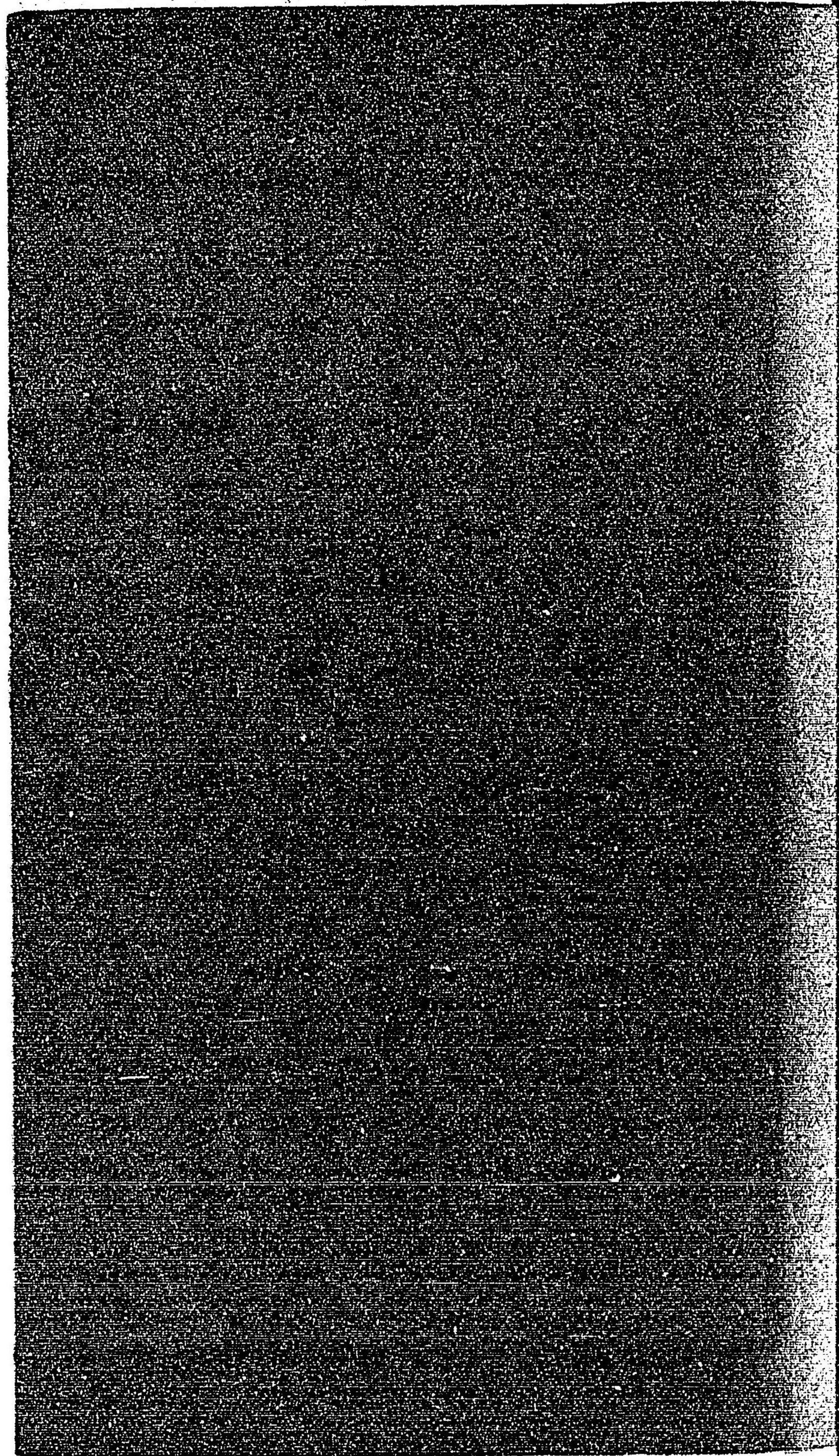
大分府目録本

神嘗祭 十月十七日

神嘗祭は伊勢神宮の御祭なり
毎年十月十七日に幣を神宮に
奉らせ給ふ陰暦の頃は九月十
一日に幣を御使に授けられ御
使發足して十六日に度會の宮

に奉幣し十七日に太神宮に奉幣す例年奉幣し玉ふ御使なれば之を例幣使ともいふ
全國內官幣社國幣社府縣社郷村社の神職神官は各其社頭に於て遙拜の式を行ふ官員は其最寄神社に於て遙拜す其拜辭

は次の如し
掛卷も恐き伊勢の神宮の大前を遙に拜み奉ら
くと白す



方外
自
語
本

天長節 十一月三日

天長節は

今上天皇陛下の御降誕在せられたる佳辰なれば日本國民の謹て聖壽の無疆を祝賀し奉らざる可からざるの日なり昔光

仁天皇の寶龜六年勅して天皇
陛下の御誕辰を祝して天長節
と名づけ玉ひ諸の官人等に酒
食及び祿を賜ふ爾後此事絶え
て聞かさりしか
今上天皇天津日嗣の大御位を
受け繼がせ給ふや畏くも明治

元年八月二十六日聖誕日(九月二
十二日)を以て天長節と稱し百官
に酬宴を賜ひ刑を行ふを止め
らる旨を布達せられ同年より
其當日には百官參賀酬を賜ひ
人民は戸毎に國旗を飄し聖節
を祝せり同五年天長節には陸

軍整列祝砲の儀を操練場に於て行はれ
主上臨御なす玉ふ後恒例となす
すさて大陽曆頒布により六年七月二十日を以て御祭日御祝日等月日相當推歩相成本月二十四日より改定の通行はるる

旨を布告せられ天長節は以來十一月三日に定められたり抑我か大日本帝國を統御す玉ふ神聖なる
今上天皇陛下は孝明天皇の御子にましまして第一百二十一代の君にあたらせ玉ひ明治元

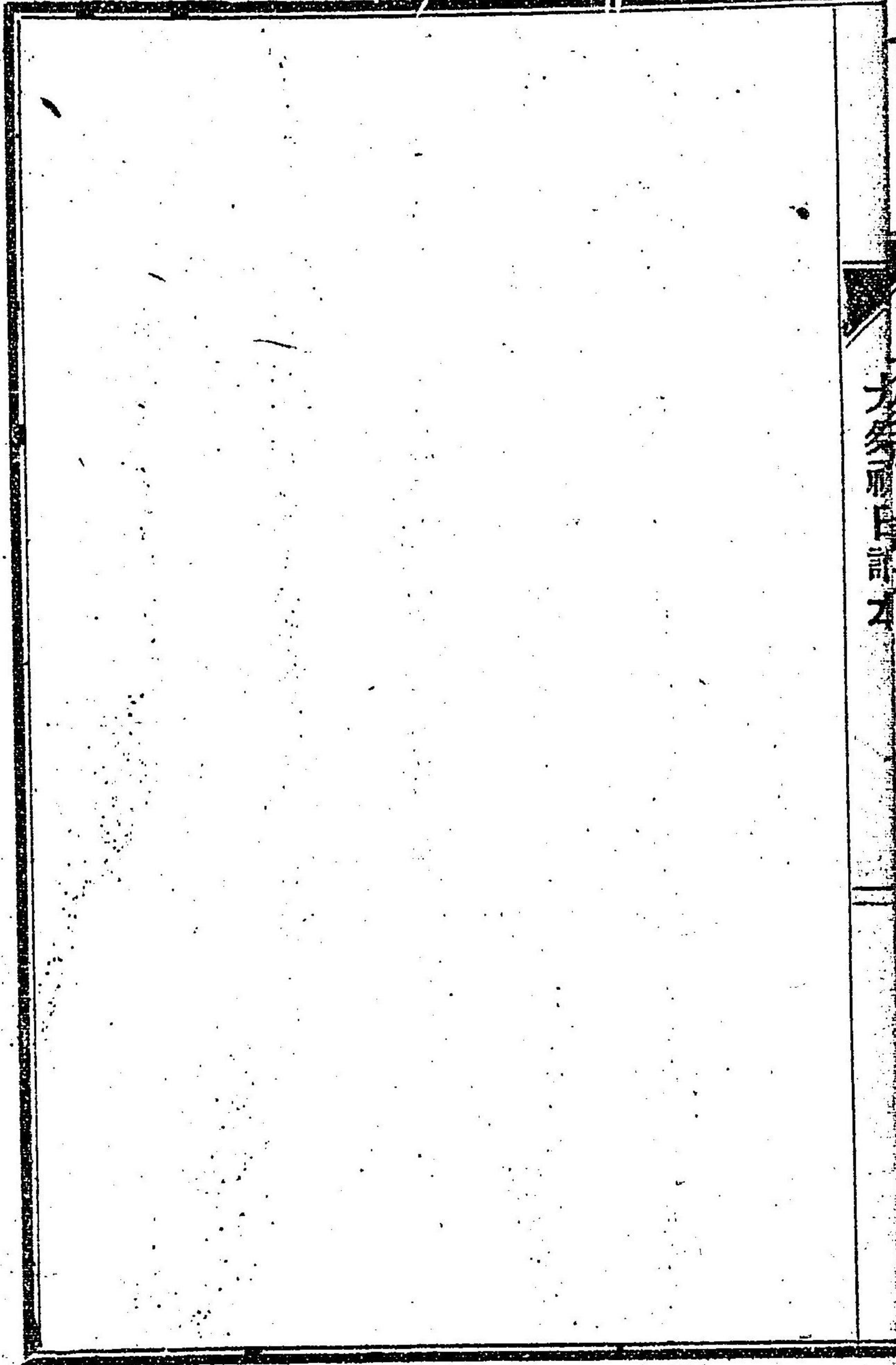
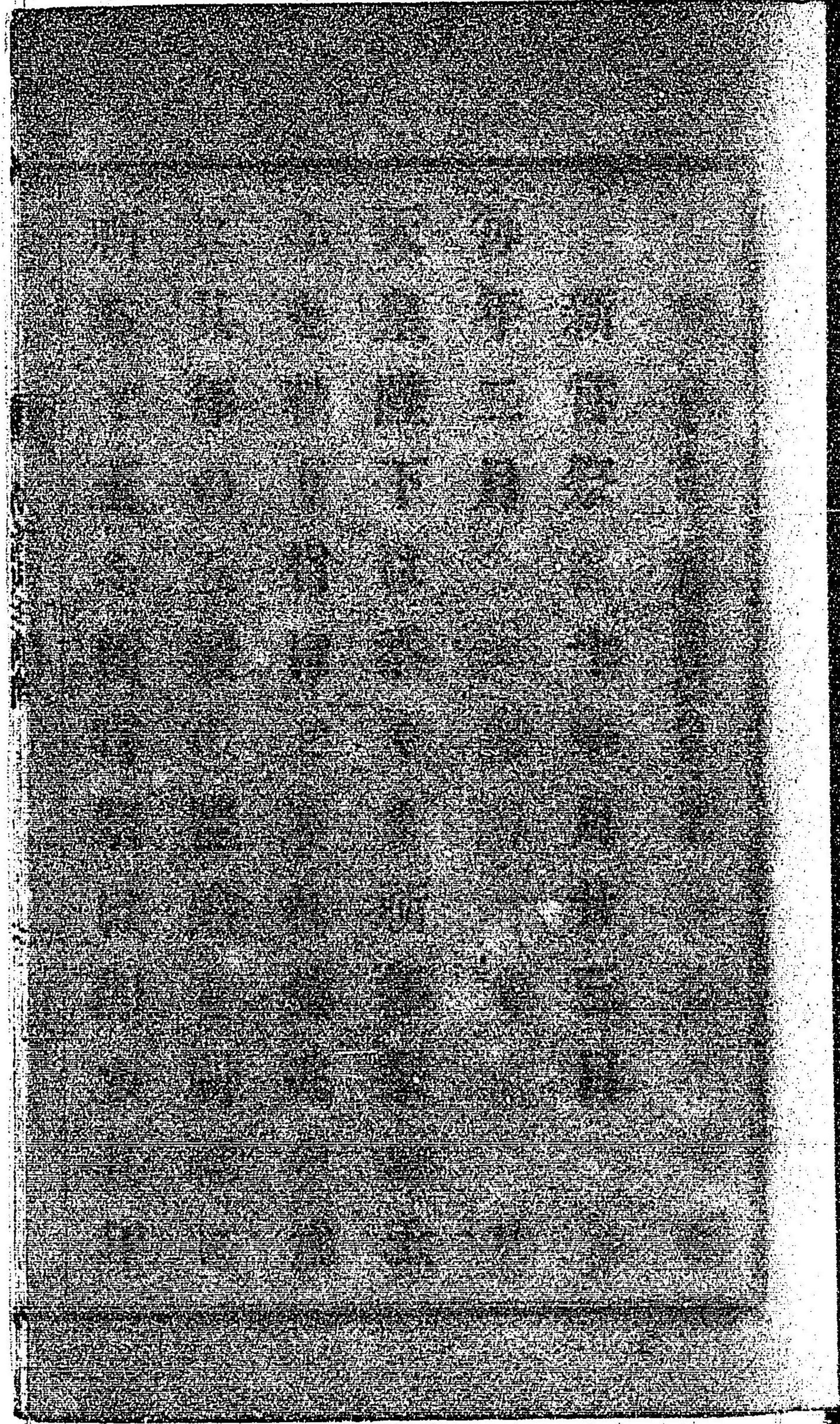
年正月山城國京都に於て御位
に即かせ玉ふ御名は 睦仁ムツヒトと
申し奉る

世界萬國一として建國の君
主なきは無くと雖禪讓放伐
君主の位は宛サながら奕棋の
如く朝に君たるもの夕に臣

とせらるること少からず強
きものは肆に位を奪ひ弱き
ものは下て臣となる君を弑
し民を虐げ上下と和せせ堯
舜の聖人すら猶世を累ぬる
に足らせ省みて我大日本帝
國を見よ 天皇は天神の宗

大分縣志
胤臣下は其支裔にして君臣
の分日月の如く正しく君臣
の間父子の如く親し上下を
虐げて下上を侮らざるを
皇宗國を肇むるより年を経
ること二千五百五十余世を
代ふること一百二十一其間

皇統連綿として變ざるごと
なく外侮を受けざる内逆臣な
し實に天下の眞秀と云ふ可
し吁此貴き神州に生れ優渥
なる皇恩に沐浴し鼓腹して
泰平を謠ふを得るは誠に無
限の幸福は非ざるや



大英神學

新嘗祭 十一月廿三日

毎年二月

天皇陛下は忝くも祈年祭と云
ふを執り行はせられ億兆の爲
に其年の五穀の豊熟を神祇に
祈らせ玉ふ新嘗祭は即ち其年

の新穀を伊勢神宮を始め官國幣社に供し
聖主御自もきこしめす御祭なり
り上代は大嘗新嘗の別なかり
い如後世御踐祚の後行はるる
を大嘗と云ひ年々に行はるる
を新嘗と云へることとそなり

ぬ上古天祖 天照大御神彦火
之邇々杵命に賜ふに稻穂を以
てしてのたまはく此瑞々しき
稻穂は蒼生の食ひて生く可き
ものぞと天孫之を此土に持降
り植ゑ作らしむ其稻世界に廣
まりて繁殖すと雖我國は殊に

よく茂りて豊熟す之れ古より
瑞穂ミヅホの國の名ある所以なり（今

物ヲ食スルヲダブルト云フハ食物ハ神ヨリ賜ハリタルモノナリト

ノ意ニシテダブルハ即チ賜ハルト云フ義ナリ此日全國

内府縣社鄉村社の神官は各其
神社に其地の新穀を奉る

萬國の歴史を按ずるに酒を

池となし肉を林とし以て民
の膏血を絞り醜吏を用ひ酷
法を布き以て人民を苦むる
君主多しと雖未だ嘗て人民
の爲に神祇に祈り寒夜に衣
を脱して凍餒の民を懷ひ玉
ふ帝王のあるを聞かば獨り

我が國の 天皇は仁慈聖徳
民を以て寶となし其宮殿は
雨漏り風荒るると雖顧みざ
只民の炊煙の稀なるを憂ひ
玉ふ
今上天皇陛下は殊に聖徳仁
愛にましまし蒼生の爲めに

宸襟を惱まし玉ふことの厚
き毎年祈年祭と云ふと行は
せられ五穀の豊熟を祈り玉
ふ其他四方拜と云ひ元始祭
と云ひ一として万民の爲め
に祈り給はざることなしあ
あ臣民たるもの誰か感涙に

咽ばざらんやかかゝる優渥な
る皇恩に浴するもの何と以
て報答し奉る可き宜しく神
を敬し皇室を尊び國憲を重
んぶ國法を守り徳を修め業
を勵みて國威を張り一旦緩
急あらば身を公に奉る以て

皇恩の万一に報ひ奉る外な
きなり

明治二十四年八月十八日印刷

明治廿四年八月十九日出版
明治廿四年十二月十四日再版

定價金七錢

愛媛縣越智郡今治村百三十九番戶

撰者兼發行者 野崎 茂太郎

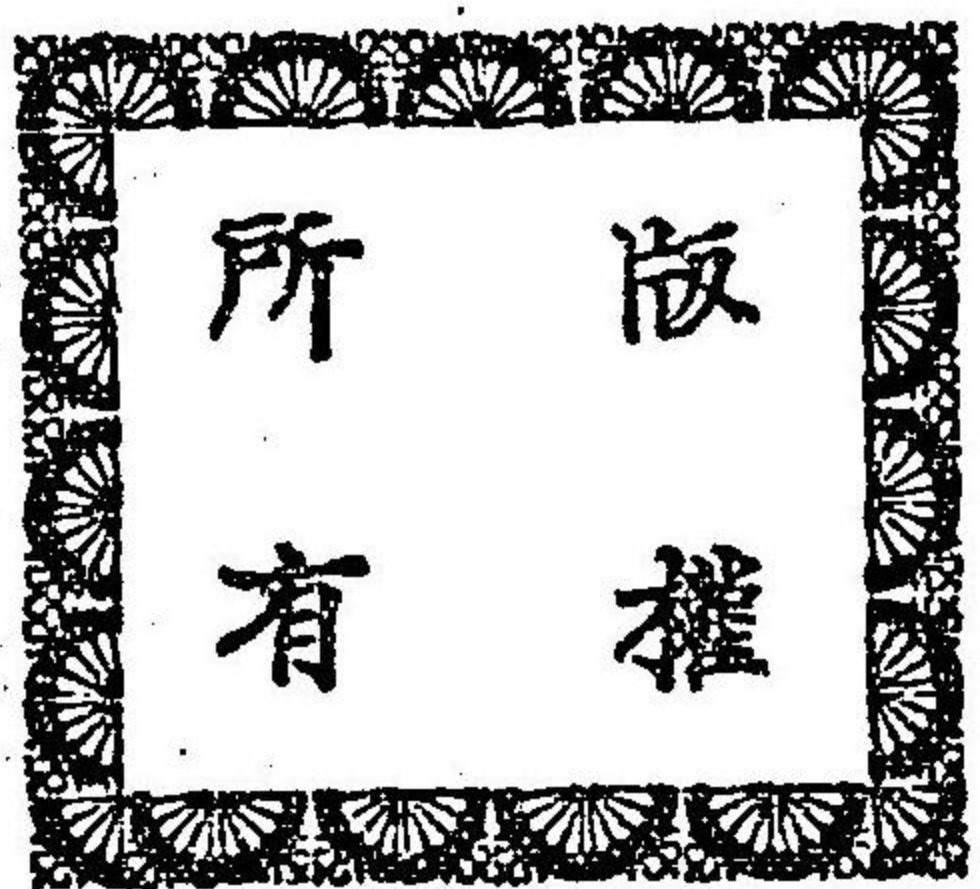
全縣全郡瀬戶崎村九十三番戶

赤尾 清 知

全縣全郡今治町大字本町三十六番戶

印刷者 高須 徳治

發行所 便利舍



版權所有

